

# 東京都重度心身障害者手当取扱要領

昭和48年8月1日48民障福第425号民生局長決定  
一部改正 平成4年8月1日4福障在第355号福祉局長決定  
一部改正 平成11年3月18日10福障在第1118号福祉局長決定  
一部改正 平成12年7月31日12福障在第687号障害福祉部長決定  
一部改正 平成22年4月20日22心福調第104号心身障害者福祉センター所長決定  
一部改正 平成25年4月1日25心福調第87号心身障害者福祉センター所長決定  
一部改正 平成26年6月16日26心福調第269号心身障害者福祉センター所長決定  
一部改正 平成27年3月9日26心福調第871号心身障害者福祉センター所長決定  
一部改正 平成31年3月27日30心福調第1109号心身障害者福祉センター所長決定

## 第1 制度の目的

本手当制度は、心身に重度の障害を有するため常時複雑な介護を必要とする者に対し、重度心身障害者手当（以下「手当」という。）を支給することを目的とした制度である。

## 第2 支給対象

### 1 支給要件

東京都の区域内に住所を有する者であって、心身に東京都重度心身障害者手当条例（以下「条例」という。）別表（本要領第2の3）に定める程度の重度の障害を有する者（以下「重度心身障害者」という。）に支給するが、次のいずれかに該当する者には支給しない。

#### (1) 申請時に65歳を超える者

ただし、次の者を除く。

ア 65歳に達する日の前日までに判定を受け、重度心身障害者であると認定されたことのある者

イ 65歳に達する前日において東京都重度心身障害者手当条例施行規則（以下「規則」という。）第2条（本要領第2の4）に規定する施設（以下「施設」という。）に入所していた者で、同日までに手当の受給資格の認定の申請を行わなかった者

ウ 平成12年7月分の手当の支給を受けた者

#### (2) 施設に入所している者

#### (3) 病院又は診療所（以下「病院等」という。）に継続して3か月を超えて入院している者

#### (4) 所得が規則第3条（本要領第2の5）に定める所得額を超える者

### 2 住所要件

「東京都の区域内に住所を有する」とは、重度心身障害者が東京都の区域内に住民登録をしており、現に都内に居住していることをいう。

### 3 重度の障害

#### (1) 重度心身障害者

手当の支給の対象となる重度心身障害者とは、心身に重い障害を有し、かつ日常生活において、常時複雑な介護を必要とする者をいう。すなわち、一般に重度心身障害者といわれている者（身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～2度相当者）とは異なり、手帳の診断とは別の観点から特に重いと診断された重

度心身障害者ともいうべき者であり、障害が永続し、将来にわたって、その障害そのものも、またその障害が原因となって引き起こされる諸々の複雑な介護を要する状態も改善される見込みの極めて困難な者をいう。

その典型的な障害としては、知的障害の最重度の者や常に就床を余儀なくされている脳性麻痺者等である。

したがって、治療の対象となる疾病や訓練及び補装具等により改善が可能な程度の障害者は対象とならない。

なお、精神障害や老衰等は介護を要する状況が類似していても、身体障害者及び知的障害者の範疇に入らないので、本制度の対象とはならない。

(2) 常時複雑な介護

「常時複雑な介護」とは、日常生活上の諸動作（食事、排泄、移動、着脱衣、その他身辺処理動作）の単純な介助ではなく、家庭内において常に精神的緊張を伴う介護をいう。

「精神的緊張を伴う介護」とは、障害者の状態になんらかの危険が生じれば、直ちに適切な対処が必要であり、介護者が常に、肉体的、精神的に緊張していることが求められる介護をいう。

(3) 条例別表第1号該当者

第1号の対象者は、重度の知的障害であって、日常生活に常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有する者で、次のア又はイのいずれかの状態にある者とする。

ア 知的障害が非常に重く、適切な訓練指導を受けても、必要な飲食物の摂取、排泄など、必要最小限の活動について、すべて介護者にゆだねざるを得ない状態

イ 重度の知的障害に加えて、適応行動面で著しい障害が重複し、日常生活において常時精神的緊張を伴う複雑な配慮を必要とする状態

「知的障害」とは、ほぼ18歳までの発達期に起きた障害をいう。

「重度の知的障害」とは、標準化された知能検査による知能指数が概ね35以下、又はそれに相当すると判断される程度の者をいう。

(4) 条例別表第2号該当者

第2号の対象者は、重度の知的障害であって、次のアからクまでに掲げる身体障害のいずれかに該当する者をいう。

「知的障害」とは、ほぼ18歳までの発達期に起きた障害をいう。

「重度の知的障害」とは、標準化された知能検査による知能指数が概ね35以下、又はそれに相当すると判断される程度の者をいう。

「身体障害」は次のいずれかの状態にあるものをいう。

ア 両眼の視力の和が0.04以下のもの

イ 両耳の聴力がそれぞれ90デシベル以上のもの

ウ 両上肢の機能の著しい障害を有するもの

エ 一上肢の機能を全廃したもの

オ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの

カ 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの

キ 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの

(5) 条例別表第3号該当者

ク 前各号に掲げる程度以上の身体障害を有するもの

第3号の対象者は、両上肢及び両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難であり、その障害があるために、ほとんど寝たきりと同様の状態であって、身辺処理に関し、全面的に介護者の介助を受けているもので、次のア及びイの状態にある者をいう。

ア 「両上肢及び両下肢の機能が失われ」とは、四肢のいずれにも、筋力、関節可動域、運動調整機能などに回復困難な重度の障害があり、その障害があるために、四肢本来の機能を果たすことができず、簡単な身辺処理の用にさえ供することができない状態である。

イ 「座っていることが困難」とは、体幹の筋力、平衡機能などに回復困難な重度の障害があり、物や人の介助がなければ座位を保っていることができない者をいう。

「回復困難な重度の障害」とは、四肢及び体幹の障害が永続し将来にわたって機能が回復することが困難な場合をいう。ただし、医学的治療、訓練や成長等に伴って障害が変化しても、将来にわたって、その障害が条例別表に定める程度の重度の障害であると医学的に判断できる場合を含む。

なお、身辺処理に関して、全面的に介護者の介助を受けている者であっても、次のような状態により、日常生活動作が低下している者はこの手当の対象とはならない。

- (ア) 認知症、老衰など、加齢のみによるもの
- (イ) 自発性、気力が著しく低下しているもの
- (ウ) 内臓疾患によるもの

4 在宅要件  
(1) 施設入所

重度心身障害者が規則第2条に定める次の施設（通所による施設を除く。）に入所しているときは、手当を支給しない。

ア 児童福祉法第7条第1項に規定する障害児入所施設及び児童心理治療施設

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設であって、国若しくは地方公共団体又は社会福祉法人の設置する施設

ウ 老人福祉法第5条の3に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

エ 生活保護法第38条第1項第1号に規定する救護施設

オ 厚生労働省組織規則第649条に規定する国立保養所及び児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関

カ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条第1項の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設

キ 介護の確保が国又は地方公共団体の負担において行われている施設又は病院であって知事が定めるもの

(ア) 重症心身障害児介護事業実施要綱(昭和42年衛生局長通知)にいう東京都が入所委託している民間の未認可重症心

## 身障害児施設

### (2) 3か月を超える入院

- ア 病院等に継続して3か月を超えて入院しているときは、手当を支給しない。
- イ 入院3か月经過直前に退院して1日以上在宅し、その後再度入院した場合は、入院は継続していないものとして取り扱い、手当は継続して支給する。
- ウ 新規申請時に3か月を超えて入院していなければ、新規申請を受け付けて差し支えない。この場合、病院等を退院後、本要領第4の判定を行うこととなる。
- エ 入院中（入院3か月以内）に新規申請を受け付け、その後、入院3か月を超えることとなった場合は、次のように取り扱う。
  - (ア) 障害程度については、書類により判定を行う。
  - (イ) 手当の支給は、申請した月分から入院3か月を超える日の属する月分まで支給する。
- オ 「病院等」は、その診療科目等は問わない。
- カ 介護保険法による施設サービスのうち「介護老人保健施設」、「介護療養型医療施設」に、3か月を超えて入院している場合は、手当は支給しない。

### 5 所得要件

前年の所得（1月から10月までの月分の手当については、前前年の所得）が、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養義務者の有無及び数に応じて、規則第3条に定める所得の額を超えるときは支給しない。

#### (1) 20歳以上の重度心身障害者の場合

20歳の誕生日の前日の属する月分の手当から、本人所得により、所得確認を行う。

#### (2) 20歳未満の重度心身障害者の場合

配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で、主として当該重度障害者の生計を維持する者（以下「配偶者等」という。）の所得により所得確認を行う。

「主として生計を維持する者」とは、生計に要する費用の大半を負担している状態をいい、一般的には、同一居住の事実があるときは、事実上その世帯を主宰し管理する当該世帯の中核となる者を、扶養義務者として認定して差し支えない。

ただし、原則として同一世帯で生計を同一にしている者であるが、出稼ぎ、若しくは勤務の都合で、形式的に別世帯となっている場合には、同一世帯として取り扱う。

## 第3 受給資格の認定

### 1 申請

手当の支給を受けようとする者は、居住地を所管する区市町村を経由して、知事に申請するものとする。

申請にあたっては、重度心身障害者手当受給資格認定申請書（規則第1号様式）を提出するものとする。

区市町村においては、申請者等の所得について公簿等により次の内容を確認するものとする。

- (1)申請者の氏名、住所及び生年月日  
(2) 申請者の前年の所得（1月から10月までの申請については、前々年の所得）。  
(3)申請時において、申請者が20歳以上の場合は「本人の所得」、申請者が20歳未満の場合は「配偶者等の所得」。ただし、12月2日から翌年の11月1日までの間に申請者が20歳の誕生日を迎える場合は「本人の所得」及び「配偶者等の所得」。
- 2 認定 申請を受理したときは、当該申請及び申請の後に行う東京都心身障害者福祉センター（以下「センター」という。）の長の判定に基づいて、支給要件に該当しているか否かを調査し、受給資格があると認めるときは、重度心身障害者手当受給資格認定通知書（規則第3号様式）により、申請者に通知する。
- 3 非該当 調査の結果、受給資格がないと認めるときは、重度心身障害者手当受給資格非該当通知書（規則第4号様式）により、申請者に通知する。
- 4 申請却下 申請書を提出後、一定期間内に判定を受けない者に対して、判定を受けないことに正当な理由がないと認めるときは、重度心身障害者手当申請却下通知書（規則第4号様式の2）により、申請者に通知する。

#### 第4 判定

- 1 判定機関 手当の支給を受けようとする者は、知事に申請した後、センターの長の判定を受けなければならない。  
この判定にあたってセンターの長は、申請者が常時複雑な介護を必要とする障害があるか否かを、センターに所属する医師又はセンターの長が指定する福祉保健局所属の医師に診断させ、その結果に基づいて判定する。
- 2 診断の実施方法 センターの長は、申請者の障害の状況、家庭の状況及び申請者の意向を考慮して、次のいずれかの方法により、判定のための診断を行う。
- (1) 来所判定及び出張判定 原則として、センターで行う場合（以下「来所判定」という。）又はセンターの職員（医師）が申請者の自宅に出張して行う場合（以下「出張判定」という。）のいずれかとし、センターの長は、判定のための診断を実施するときは、申請者に診断の日程及び場所を指定する。
- (2) 書類判定 上記(1)の来所判定及び出張判定によることができない状態にある場合は、当該申請者が条例別表に定める程度の障害を有する者であることを証する書類をもとに判定を行うことができる。  
書類判定を行う場合は、次の場合である。  
ア 手当の申請の時点で、病院等に3か月を超えない入院の予定であったが、その後、退院（転院を除く。）の見込みがなくなり、来所判定及び出張判定ができない状態にある場合  
イ 申請者が診断前に死亡した場合  
ウ その他センターの長が必要と認めた場合

「条例別表に定める程度の障害を有する者であることを証する書類」とは、次のものをいう。

ア 条例別表第1号の場合は、別記様式重度心身障害者手当診断書（知的障害用）

イ 条例別表第2号の場合は、別記様式重度心身障害者手当診断書（知的障害用）及び身体障害の程度を証する書類（身体障害者手帳の写し、身体障害者手帳診断書・意見書など）

ウ 条例別表第3号の場合は、別記様式重度心身障害者手当診断書（肢体不自由用）

エ 診療カード、医師所見書など

3 判定書の送付

センターの長は、判定の結果を当該申請者を診断した医師の診断書を添付して、重度心身障害者手当受給資格判定書（規則第2号様式）により、知事に報告する。

4 現況判定

障害の程度は、将来にわたって不変であるとは限らないものであるから、手当受給中の者について、必要に応じて再度条例別表に定める程度の重度の障害の状態にあるか否かの判定を受けさせる。

現況判定の結果、条例別表に定める程度の障害を有しないと認めるときは、その者の受給資格は消滅する。

現況判定の時期は、知事がセンターの長の意見を聞いて定めるものとし、当該判定が必要とされる受給者へは「重度心身障害者手当受給者現況判定通知書」（規則第5号様式）により通知し、その後、センターの長は、具体的に判定のための診断の日時及び場所等を指定し、当該受給者に連絡するものとする。

5 各種手帳との関係

本制度は、身体障害者手帳や愛の手帳とは、全く別個のものであり、判定基準を異にするため、手帳所持を要件とはしない。

また、手帳は必ずしも現在の障害の状況を明らかにしていないので、原則として手帳を判定資料としては用いない。

第5 手当の支給

1 支給の単位

この手当は月を単位として支給するものであって、日割計算は行わない。

2 支給期間

手当は認定申請をした日の属する月から、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給する。ただし、条例第7条第2号により受給資格を消滅した後に、消滅した日の属する月に、再び支給要件を備えたことにより認定の申請を行った場合は、認定申請をした日の属する月の翌月から支給を開始する。

認定の申請をした日とは、区市町村の窓口において申請書を受理した日とする。

3 支給始期の特例

災害その他やむを得ない理由により、認定の申請をすることができなかった場合であって、その理由が止んだ後15日以内に知事に申請し、調査の結果、受給資格者と認定された者は、当該理由により、認定の申請をすることができなくなった日の属する月から手当を支給する。

「やむを得ない理由」とは、台風、火災等の災害、交通事故、病気等により、認定の申請ができなかったことが、客観的に容

認され得るものをいう。

- 4 支給時期  
手当は、月ごとに前月分を支給する。ただし、認定の申請のあった日の属する月から、当該申請にかかる認定をした日の属する月までの分の手当は、当該認定をした日の属する月の翌月に支給する。支給日は、毎月一定の日とする。（20日頃）
- 5 支給方法  
手当は原則として口座振替により、受給者の預金口座に振り込む。
- 6 口座名義  
口座名義人は、当該受給者とする。  
ただし、受給者が未成年の場合又は条例別表第3号に該当する者が受領権限を委任した場合には、代行者の名義で口座を設定することができる。

## 第6 消滅及び変更

- 1 受給資格の消滅
- (1) 消滅理由  
受給資格は、受給者が次のアからキまでのいずれかに該当するときは消滅する。  
ア 受給者が死亡したとき  
イ 東京都の住民でなくなったとき  
ウ 心身に条例別表で定める程度の障害を有しなくなったとき  
エ 規則で定める施設に入所したとき  
オ 3か月を超えて入院しているとき  
カ 前年の所得が所得制限額を超えているとき  
キ 手当の受給を辞退したとき  
上記の理由が生じた場合は、アの場合は重度心身障害者手当受給者死亡届（規則第8号様式の2）を、イからキまでの場合は重度心身障害者手当受給者異動届（規則第8号様式）を、それぞれ提出させる。
- (2) 消滅通知  
受給者の受給資格が消滅したときは、重度心身障害者手当受給資格消滅通知書（規則第6号様式）により、当該受給者であった者に通知する。ただし、受給者が死亡した場合にはこの限りではない。
- (3) 未支払手当  
受給者が死亡した場合において、その者に支払うべき手当て、未支払い分の手当があるときは、その者の父若しくは母、又は父母がいなか若しくは父母が介護しなかった場合においては、その者を介護していた者にその未支払いの手当を支払う。
- 2 手当の返還  
偽りその他不正の手段により、手当を受給した者があるときは、知事は、当該手当をその者から返還させる。  
手当を返還させるときは、返還すべき者に、重度心身障害者手当返還請求書（規則第7号様式）により、通知し、納入通知書により納入させる。
- (1) 届出事項  
次の各号のアからケまでに該当するときは、速やかにその旨を知事に届出させる。  
ア 住所を変更したとき  
イ 心身に条例別表で定められる程度の障害を有しなくなったとき

|                          |   |
|--------------------------|---|
|                          | ウ 規則の定める施設に入所したとき   |
|                          | エ 3か月を超えて入院しているとき   |
|                          | オ 手当の受給を辞退するとき  |
|                          | カ 氏名を変更したとき   |
|                          | キ 代行者及びその氏名又は住所が変わったとき  |
|                          | ク 受給者の配偶者等の変更があったとき   |
|                          | ケ 所得額の変更があったとき  |
| (2) 届出手続                 | 上記の事由が生じたときの届出は、重度心身障害者手当受給者異動届（規則第8号様式）により行わせるものとする。<br>なお、申請手続と同様に届出手続についても第三者による代行はできる。      |
| 4 職権処理                   | 手当の事務は、受給者からの届出により処理をすることを原則とするが、次の場合には、受給者からの届出が提出されない場合であっても、異動の事実が確認された場合には、職権により処理することができる。 |
| (1) 死亡及び住所変更             | 受給者が死亡した場合及び都の区域外に住所を変更したことが確認された場合には、その事由の生じた年月日をもって処理する。                                      |
| (2) 障害程度の変更<br>(受給資格の消滅) | 受給者が条例別表に定める程度の重度の障害を有しなくなったことが、センターの長の行う判定により明らかに認められる場合には、その判定年月日をもって処理する。                    |
| (3) 施設入所                 | 受給者が規則第2条に定める施設に入所した場合には、当該入所の措置年月日をもって処理する。  |
| (4) 入院3か月                | 受給者が3か月を超えて入院している場合には、3か月を超えて入院した日をもって処理する。   |
| (5) 事務処理                 | 職権により処理した場合であっても、届出に基づく処理と同様に重度心身障害者手当受給資格消滅通知書により通知する。   |
| 5 所得状況届                  | 知事は、受給者又は同居の親族等に、毎年8月1日から8月末日までの間に重度心身障害者手当受給者所得状況届（規則第9号様式）を提出させる。                             |
| 6 現況届                    | 知事は、受給者又は同居の親族等に、毎年2月1日から2月末日までの間に、重度心身障害者手当受給者現況届（規則第10号様式）を提出させる。                             |

## 第7 代行

|         |  |
|---------|--|
| 1 代行の趣旨 | 手当の支給を受けようとする者は、その障害の重さによりあるいは児童であるために、自ら申請窓口に来所したり、申請したりすることができないと推定される場合、当該重度心身障害者のために、その者に代って申請することができることとする。 |
| 2 代行の範囲 | 代行の範囲は、次のとおりである。<br>(1) 手当の支給を受けようとする場合の申請<br>(2) 条例第9条及び施行規則第13条の各種の届出<br>(3) 手当の受領                             |
| 3 代行者   | 20歳未満の重度障害者の代行者は、「配偶者」又は「扶養義務者」のうち、主たる生計を維持する者であり、所得の確認を行った者と同一の者とする。  |

20歳以上の重度障害者の代行者は、次のような関係にある者が通常である。

- (1) 父又は母
- (2) 配偶者
- (3) 介護している兄弟姉妹のいずれか
- (4) 介護している祖父又は祖母
- (5) 以上のほか介護しているその他の親族
- (6) 介護している第三者

上記(1)から(6)のような関係にある者が、被代行者に代って申請等の代行をする場合、行為の都度、代理権の授与あるいは委任状の提出を行う必要はない。ただし、手当の受領については、要領第5の6に定めるところによる。

## 第8 区市町村の事務

### 1 事務の範囲

本手当制度の実施にあたって、住民の利便を図るため次の事務を区市町村の長が行う。

- (1) 申請及び届出の受理に関すること。
- (2) 重度心身障害者手当受給資格認定通知書及びその他関係通知書の交付に関すること。

### 2 処理簿に関すること

受付窓口には、重度心身障害者手当処理簿を備えるものとする。

### 3 申請書・異動届等の受理に関すること

申請書等の受理及び送付

- (1) 申請書等の提出を受けたときは、次の処理を行うものとする。

| 事 項                              | 根拠     |
|----------------------------------|--------|
| 重度心身障害者手当受給資格認定申請書               | 規則第6条  |
| 重度心身障害者手当受給者異動届                  | 規則第13条 |
| 重度心身障害者手当受給者死亡届                  | 規則第13条 |
| 重度心身障害者手当受給者所得状況届                | 規則第14条 |
| 重度心身障害者手当受給者現況届                  | 規則第14条 |
| 重度心身障害者手当口座振替依頼書                 | 通 知    |
| 東京都重度心身障害者手当における寡婦(夫)控除のみなし適用申請書 | 通 知    |

ア 申請書等の右上余白に受付印を押し、受付年月日を記入すること。

イ 申請書等の記載及びその添付書類の確認を行うこと。

ウ 申請書等及びその添付書類の所要事項について審査を行うこと。

エ 申請書等及びその添付書類に送付票を添えて都に送付すること。

- (2) 申請書等の記載又はその添付書類に不備があるため都から申請書等の回付を受けたときは、次の処理を行うものとする。

ア 申請書等の記載又はその添付書類の不備を補正する。

4 通知書等の交付に関する事項

イ 回付された申請書等を補正したときは、申請書等に送付票を添えて都に送付すること。  
この場合、最初の受付日をもって申請年月日とすること。

都から通知書等の送付を受けたときは、通知書等を当該申請者又は受給者に交付すること。

| 事 項                 | 根拠     |
|---------------------|--------|
| 重度心身障害者手当受給資格認定通知書  | 規則第8条  |
| 重度心身障害者手当受給資格非該当通知書 | 規則第8条  |
| 重度心身障害者手当申請却下通知書    | 規則第8条  |
| 重度心身障害者手当受給者現況判定通知書 | 規則第9条  |
| 重度心身障害者手当受給資格消滅通知書  | 規則第10条 |
| 重度心身障害者手当返還請求書      | 規則第12条 |
| 重度心身障害者手当支給額変更通知書   | 要 領    |

第9 関係機関への通報連絡

福祉事務所、児童相談所との連絡

受給対象となった者に対する援護は、手当の支給対象としてだけではなく、児童福祉法、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法等の対象として、各種の援護が図られねばならない。

受給者は、既に福祉事務所又は児童相談所を通して、各種の援護が行われている場合が多いが、都及び区市町村は、援護の徹底を期するため、関係の福祉事務所又は児童相談所との連携を十分図ることとし、関係機関においては、受給者が、特に心身に重度の障害を有するため、常時複雑な介護を必要とする者であることにかんがみ、援護の実施に際しては特に配慮すること。

第10 他制度との関連

1 併給

本手当は、特別児童扶養手当、国民年金、その他の公的年金及び地方公共団体が支給する各種の手当等との併給を認める。

2 生活保護法

生活保護法による被保護者に対しても全額支給する。

第11 苦情処理

処理

本制度を実施するにあたって、申請者、代行者又はこれらの親族等から苦情を受けたときは、本制度の趣旨を十分理解した上で、誠意をもって、当該事項の説明を行うことが必要である。

この場合、苦情の内容が新しい事実の発生等であり、変更等の措置を要するものであるときは、速やかに当該事項の変更等を行うための指導を行う。

また、都の決定に対して異議のある場合は、理由を付して知事に申立て手続を指導すること。

## 第12 平成12年度制度改正に伴う特例措置

### 1 年齢 (条例附則第2)

平成12年度の制度改正に伴い、手当受給者の既得権の保障及び受給者の激変緩和の観点から、次のような特例措置を行う。

平成12年7月分の手当の受給者は、改正後の条例第2条第1項の規定は適用しない。すなわち、資格消滅後再申請する場合は、年齢にかかわらず、申請することができる。

65歳以上の者が申請する場合に、平成12年7月分手当受給者であるかどうかを確認の上、認定申請書を受理すること。

区市町村において、平成12年7月分手当受給者であるかの確認が困難な場合は、東京都へ照会し確認すること。

### 2 入院 (条例附則第5)

平成12年8月末日の時点で、継続して3か月を超えて入院している者は、9月分まで手当が支給される。

資格消滅日(資格消滅の事由が発生した日)は、入院3か月を超えた日をいうが、制度改正前の受給者で、8月1日現在において既に3か月を超えて入院している者及び平成12年8月中に3か月を超えて入院することとなった者の資格消滅日は、9月末日とする。

### 3 所得 (条例附則第4)

平成12年7月分受給者のうち、平成12年11月から平成15年3月までの月分の手当に係る所得が所得制限額を超える者については、経過措置を設け減額した手当を支給する。

平成12年度・平成13年度・平成14年度の所得調査により、所得が所得制限額を超える者については、減額した手当を支給する旨を、受給者に、別記重度心身障害者手当支給額変更通知書により、通知を行う。

経過措置期間内における手当額

| 経過措置期間                   | 手当額(月額) |
|--------------------------|---------|
| 平成13年3月分まで               | 60,000円 |
| 平成13年4月分から<br>平成14年3月分まで | 40,000円 |
| 平成14年4月分から<br>平成15年3月分まで | 20,000円 |